

モノ修理費用保険（スマホ保険）の 重要事項説明書

第六版: 2026/02/09

この重要事項説明書は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は[普通保険約款](#)・[特約](#)をご覧ください。

なお、本書は2026年2月以降申込のお客様向けとなっております。

1. 商品の仕組み

名称

モノ修理費用保険（愛称：スマホ保険）

特徴

この保険は、保険の対象である通信端末に、破損や汚損、水濡れおよび故障（海外での事故も含みます。）が発生しインターネットや公的な証明書等により営業していることが確認できる修理業者等で修理をした際の修理費用を負担した場合、修理不能（※）となった場合、または盗難や紛失（海外での事故は除きます。）が発生した場合に保険金を支払う費用保険です。

（※）保険の対象に補償対象損害が生じた場合において、修理または有償交換ができないことをいいます。

保険の対象

被保険者が所有または使用する保険契約確認証に記載された通信端末とします。保険申込時点において正常に動作（※）しており、補償対象損害が発生していない必要があります。

（※）例えば、電源が正常に入り、タッチ操作、カメラ（イン/アウト）、通信（Wi-Fi/モバイル通信）、音声（マイク・スピーカー）など、主要な機能がすべて不具合なく利用できる状態を指します。なお、バッテリーの著しい劣化やフリーズする等の症状も「正常ではない」状態に含まれます。

保険期間中の保険の対象の変更（機種変更）はできません。機種変更をされる場合は、現在の契約をご解約のうえ、新しい端末で再度お申込みが必要となりますのでご注意ください。

2. 補償内容

主な補償内容は以下の通りです。詳細は[普通保険約款](#)・[特約](#)をご覧ください。

モノ修理費用特約および盗難紛失特約(2026)

保険金をお支払いする場合

保険金お支払いの対象となる補償対象損害は次のいずれかに該当するものとします。ただし、すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の保険の対象の機能に直接関係のない外形上の損傷（通常使用に影響がないと当社が認める筐体や画面等のわずかな損傷を含みます。）は除きます。なお、以下1および2に該当する事故については海外での事故も含みます。ただし、日本国内での修理に限ります。

1. 故障
2. 不測かつ突発的な事故に起因する、破損や汚損、および水濡れ
3. 盗難
4. 置き忘れ、紛失

保険金をお支払いしない主な場合

1. 保険の対象の経年劣化
2. バッテリー交換に関する費用
3. 保険責任の開始日時より前に発生した損害
4. 契約者、被保険者、これらと生計を同じくする親族、その法定代理人、および保険の対象の使用もしくは管理を委託されたものの故意または重大な過失（※）、法令違反によって生じた損害
5. 保険の対象に加工や改造（修理業者による修理を除く）を行ったことによる損害
6. 保険の対象の製造メーカーの瑕疵による故障等（製造メーカーが補償すべきものをいいます）による損害
7. 戦争、テロ、地震、津波、噴火、水災、台風、放射線事故によって生じた損害
8. コンピューターウイルスによる障害に起因した損害
9. 日本国外で行った修理

※ 推奨される温度範囲外や湿度が非常に高い環境での使用などメーカーが推奨しない取扱いによる損害を含みます。

3. お支払いする保険金の額と自己負担金額について

当社がお支払いする保険金の額は、次のとおりです。ただし、保険期間中に生じた補償対象損害に対してお支払いする保険金の総額は支払上限額を限度とします。当社が保険期間中において、保険金を既に支払っていたときは、支払上限額から既に支払った保険金の合計額を差し引いた残額を限度とします。

ケース	お支払いする保険金
故障、不測かつ突発的な事故に起因する破損・汚損・水濡れにより修理または有償交換したとき	修理保険金額を限度とし、次のいずれか低い額から自己負担金額を差し引いた額をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> • 負担した修理費用 • 修理保険金額
故障、不測かつ突発的な事故に起因する破損・汚損・水濡れにより修理不能になったとき	修理不能保険金額を限度とし、次のいずれか低い額から自己負担金額を差し引いた額をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> • 修理不能保険金額（修理保険金額の半額） • 再取得価額
盗難または紛失したとき	盗難紛失保険金額を限度とし、次のいずれか低い額から自己負担金額を差し引いた額をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> • 盗難紛失保険金額（修理保険金額の半額） • 再取得価額の50%

上記の修理費用とは、損害が生じた地域およびその時間において補償の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいい、それを上回る費用はお支払いできません。また、保険期間中に生じた補償対象損害に対してお支払いする保険金の総額は支払上限額を限度とします。

詳細は[普通保険約款](#)・[特約](#)をご覧ください。

4. 保険料

お支払いいただく保険料はお申込み時に画面等に記載していますので、ご確認ください。保険料

のお支払いは、クレジットカード（一部デビットカード・プリペイドカードも可能）でのお支払いとなります。お支払い方法はお申込み時に画面等で選択してください。保険料のお支払いは月払いとなります。なお、ご契約開始月の保険料はご契約開始日から月末までの日割りとなります。

5. 保険料の払込猶予期間

第2回目以降の保険料については、補償を受ける月の末日（払込期日）までに払込まれるものとします。払込期日までに保険料の払込がない場合には、払込期日の翌月初日から末日までの保険料払込猶予期間（猶予期間）内に保険料が払込まれる必要があります。猶予期間内に保険料が払込まれない場合には、猶予期間翌日に保険契約は失効します。なお、猶予期間内に保険料の払込みがないまま、払込期日の翌月初日以降に保険金お支払いの対象となるべき補償対象損害が生じた場合、当社は保険金をお支払いしません。

6. 引受条件（保険金額等）

引受条件（保険金額等）はお申込み時に画面等に記載しておりますので、ご確認ください。

なお、保険のご契約にあたり、過去に当社との保険契約があった場合において、その請求履歴等に応じ当社基準により新規ご契約をお断りすることがございます。

7. 保険期間と更新・解約

保険期間

保険期間	1年間（ただし、ご契約が開始した月は月の途中の開始でも1ヶ月と数えます）
保険期間の開始日	保険契約の申込に対して当社が承諾した日時（通常、3～4営業日以内に承諾の可否をご連絡いたします）
保険責任の開始日	保険期間の開始日時
保険責任の終了日	保険期間の開始日時を含む月を1ヶ月目として12ヶ月目の月末

8. 更新

保険期間満了日時までに特段の意思表示がない場合には、保険契約は自動的に更新され継続されます。更新の5日前に更新案内が送付されます。なお、保険料の計算基礎を変更する必要がある等の場合、所定の手続きを経て、更新時の保険料の増額または保険金額の減額、もしくは契約の更新を行わない場合があります。

また、更新前契約の保険金請求履歴等に応じ、当社の定めるところにより、保険契約を更新しない場合があります。

9. 解約

解約は保険期間内いつでも可能ですが、すでに支払われた保険料の返金はありません。

10. 満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金はありません。

11. クーリングオフ

この保険は、保険期間が1年以内であるため、クーリングオフの対象となりません。

12. 告知義務

契約者は、保険契約の締結の際に、損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち、所定フォームの入力事項として当社が告知を求めた情報（告知事項）を、正確に入力し、当社に送信することを要します。告知事項が事実と異なる場合には、契約が解除となるか、保険金をお支払いできないことがあります。なお、保険契約の締結時にすでに発生していた損害など、補償の対象外となる損害について、意図的に保険金を請求した場合は保険金の不正請求となります。保険金の不正請求は犯罪であり、発覚すると刑罰を受ける可能性があることにご留意ください。

13. 保険料・保険金額の変更

1. 保険期間中:

保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生した場合、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象発生により当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じた場合、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。

2. 更新時:

保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認められた場合、当社の定めるところにより、更新時の保険金額の削減や保険料の増額を行うことがあります。また、契約者にあらかじめ通知した上で、保険契約を更新しない場合があります。

14. 保険金のご請求等の手続き

1. 保険金請求手続き:

保険金請求の際には、当社ウェブサイトのマイページ等から、当社の定める情報を遅滞なく当社に送付ください。また、保険の対象を盗取された、または紛失したことにより、保険金請求を行った後に保険の対象を発見した場合は回収した場合は、遅滞なく、その旨を当社に通知してください。なお、保険金の請求権は、保険金お支払いの対象となる補償対象損害の発生日から起算して3年間請求がない場合消滅いたしますのでご注意ください。

2. 保険の対象・登録情報の変更:

ご契約者または被保険者には、ご登録情報に変更が生じる場合には、遅滞なく当社までご連絡いただく義務があります。変更の事実が生じているにもかかわらず変更手続きをされなかった場合には保険金をお支払いできないことがあります。なお、保険の対象（端末）の変更はできません。機種変更をされた場合は、解約および再加入のお手続きをお願いします。

「当社の定める情報」とは、マイページ等において入力が必要とする補償対象損害の原因となった事故または故障の発生日時と、その状況の説明、補償対象端末の購入時の情報等（※）のほか、損害の状況により下記の資料等をいいます。また、必要に応じ、下記以外の資料等のご提出を求めるともごございます。

（※）領収書、納品書、その他の補償対象端末を購入したことが分かる書類のことをいいます。

故障、不測かつ突発的な事故に起因する破損・汚損・水濡れにより修理または有償交換したとき	故障、不測かつ突発的な事故に起因する破損・汚損・水濡れにより修理不能になったとき	盗難または紛失したとき
修理前の端末の写真 可能な限り破損・汚損・水濡れ・故障の状況が分かるようご撮影ください。 故障等で外見上状況が分からない場合でもご撮影ください	修理前の端末の写真 可能な限り破損・汚損・水濡れ・故障の状況が分かるようご撮影ください。 故障等で外見上状況が分からない場合でもご撮影ください	警察署に盗難届もしくは遺失届を提出した際の受理番号 届出をした警察署名とともにご連絡ください。また、届出の際に当社に対して、内容の

い。 端末を操作できる場合にはIMEI番号を表示した状態でご撮影ください。	い。 端末を操作できる場合にはIMEI番号を表示した状態でご撮影ください。	開示を許可する旨を警察にお伝えください。
修理レポート等の修理明細書 (※) 修理業者等により発行された損害の状態や修理費用が確認できるものをご用意ください。	修理不能であるという証明書 (※) 修理業者等により修理不能であると診断された書面をご用意ください。	SIM利用の停止もしくは再発行した際の書面 不正利用を防ぐため、お手続きください。

(※) 修理レポートは、インターネットや公的な証明書等により営業していることが確認できる修理店等により発行された書面である必要があります。

【ご注意ください】

修理業者について

対象となる修理業者は、総務省登録修理業者、メーカーまたはメーカーの正規修理店、その他これらに準ずるものとして当社が認めた修理業者をいいます。

機種変更時の対応について

保険期間中の保険の対象（端末）の変更はできません。機種変更をされた場合は、現在の契約をご解約のうえ、新しい端末で再度お申込みをお願いいたします。

15. 補償の重複

被保険者が当社以外の補償内容が同様の保険や保証契約（AppleCare+等を含みます）に加入されている場合には、補償範囲が重複することがあり、重複した範囲において保険金が減額されるもしくは受け取れない場合があります。ご加入されている他の保険契約の補償範囲および保険期間をご確認ください。また、リース契約を締結している端末については、保証等が付帯している場合がございますので、リース契約の内容をよくご確認ください。

16. 少額短期保険業者について

当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約については以下の制限があります。

1. 損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下です。（この「モノ修理費用保険」の保険期間は1年です。）
2. 同一の被保険者について引受可能なすべての保険の保険金合計額は1,000万円以内です。
3. 一契約者について損害保険分野において引受可能な保険金額の合計額上限は10億円です。

17. 少額短期保険業者破綻時の取り扱いについて

少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助などの措置の対象ではありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する「補償対象契約」にも該当しません。

18. 指定紛争解決機関

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する

「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL 0120-82-1144

FAX 03-3297-0755

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00

受付日 月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

19. お客様に関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、当社および当社代理店が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社、当社関連会社および当社代理店各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります）。

ただし、センシティブ情報の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります

20. 契約等の情報交換について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。

21. 再保険について

当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。

詳細は当社[ウェブサイト](#)をご覧ください。

22. お問い合わせ窓口

フォーム：<https://justincase.jp/guide/contact/>